

周南市ブルーカーボン推進事業業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年4月18日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市ブルーカーボン推進事業業務委

(2) 業務の目的

本業務は、大島干潟をはじめ徳山下松港におけるブルーカーボン生態系について調査研究を進め、保全活動を通じて豊かな海を守るとともに最大限のコベネフィット効果を引き出し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて環境と調和のとれた持続可能なブルーエコノミーを推進することを目的とする。

(3) 業務内容 「業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市内

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和4・5年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の大分類「4 調査・研究（設計関係を除く）」の小分類「1 環境に関する調査・分析」または大分類「4 調査・研究（設計関係を除く）」の小分類「3 検査・測定」のいずれかに登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11

月 1 日から令和 5 年 2 月 2 8 日までに提出し、受付が完了していること。

3 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地

周南市産業振興部水産課 水産担当

電話 (0834) - 22 - 8366

FAX (0834) - 22 - 8575

E-mail suisan@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書（様式 1）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和 5 年 4 月 1 9 日（水）9 時から令和 5 年 4 月 2 4 日（月）1 7 時までとする。（ただし、受信確認は、9 時から 1 7 時までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

エ 回答方法

令和 5 年 4 月 2 6 日（水）1 3 時以降に周南市公式ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

イ 提出期限

令和 5 年 5 月 2 日（火）1 7 時までとする。

※持参による場合は、休日を除く 9 時から 1 7 時までとします。

ウ 提出場所

(1) に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年5月9日（火）から令和5年5月22日（月）までとする。（受付時間帯は、土、日、祝日を除く9時から17時までとする。）

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

エ 提出部数

12部（正本1部、副本11部）

4 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市ブルーカーボン推進事業業務委託プロポーザル評価委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

(1) 評価（プレゼンテーション・ヒアリング評価）

日程 令和5年5月30日（火）（予定）

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

- カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合
 - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
 - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。